【仕 様 書】

仙北市 建設部 上下水道課

１．工 事 名 称　西明寺低区・低区第二浄水場濁度計更新工事

２．工 事 内 容　浄水・原水濁度計　１式
試運転調整　１式

３．工 事 場 所　仙北市西木町西明寺小渕野字清水川原　地内

４．工 事 期 限　令和９年３月１９日（金）

５．工事条件等

【工事概要】

（１）本仕様書は西明寺低区・低区第二濁度計更新工事に適用する。

（２）本工事は西明寺低区・低区第二濁度計更新工事をおこなう。
工事場所は別紙「位置図」のとおりで、各機器の数量および型式は設計書による。

（３）本仕様書及び図面に記載されていない事項は、すべて以下による。
ア・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　公共建築工事標準仕様書　電気設備工事編
イ・計装工事標準仕様書　建築物編

【作業に関する事項】

（１）工事開始前に現地確認を行い、設置位置、工法、材料、養生等について監督員の承諾を得ること。

（２）施工の際、施設設備および車両などに損傷を与えた場合は、速やかに監督員に報告し、現状復旧および修理をおこなうこと。それに係る費用等が発生する場合は請負者において負担すること。

（３）この濁度計から取得される信号はクシダ工業(株) 秋田営業所が提供する監視システムと連携するため、機器据付後は正確な数値がシステムに反映されることを確認すること。

【費用に関する事項】

（1）検収の日から１年以内に発生した品質不良、変質などに無償で対応すること。

６．一般仕様

【共通事項】

（1）規則
本工事に使用する機器は、JIS、JEC、JEM の各規格に準拠するもので、本項の仕様によること。

（2）受電および配電方法
受電および配電方法は、設計図および仕様書に示す通りとする。

（3）単位

単位はすべてメートル法による。

（4）付属品

各機器の付属品は、仕様書に記載されているものを納入するほか、請負者において設備の運転上必要と認められるものは付属すること。また、仕様書に記載されていない部品等にあっても１年以内に消耗すると思われるものについては１ケ年分を供給しなければならない。

（5）周波数

本地域は 50Hz 地域につき、定格周波数は 50Hz とする。

（6）荷造りおよび輸送

荷造りは厳重に施し、防湿を完全に行い、天地無用の品にはその旨を明記し、適当な転倒防止の方法を講じること。また、予備品は長期保存に適するよう必要な部分には錆止めを施しビニルにて包装または荷造りをして、外部には内容品名、数量を明記し、必要な場合には転倒防止の処置を施し、保管上の注意事項を付記するものとする。

（7）製作中の連絡

納入機器の製作者が複数にわたる場合には、各製作者は互いに密接な連絡を取り合い全体として完全な機能を発揮できるものを納入しなければならない。

７．その他

本仕様書に記載されていない事項については、相互協議のうえ決定すること。